

生活習慣病の重症化予防通知について

— 健診後のフォローアップを実施します —

全国市町村職員共済組合連合会による各共済組合の平成29年度分健診データ分析において、当組合は生活習慣病に繋がるリスクが高い肥満（メタボ）の割合が全国で10番目と平均より高くなっています。

そのため、糖尿病等生活習慣病の重症化予防対策として、所属所とのコラボヘルスの一環から平成30年度健診等の結果により生活習慣病の重症化リスクが高い方を対象に、情報提供の通知を送付しますので、医療機関での受診をお願いします。

なお、平成30年度の健診等の結果により通知するため、すでに医療機関を受診し数値が改善されている方にも通知される場合があります。



医療福祉費支給制度（マル福） に該当していませんか？



医療費の自己負担額が一定額を超えたとき附加給付等を支給していますが、自治体（都道府県や各市区町村）においても、自己負担額を助成する医療福祉費支給制度（通称「マル福」といいます。）があります。

組合員または被扶養者の方がマル福に該当している場合、当組合の附加給付等は支給の対象となりません。

適正な給付を図るため、マル福に該当し、「医療福祉費受給者証」が交付されたときは、共済事務担当課をとおして共済組合員申告書等にて届出をお願いします。

なお、小児マル福は届出がなければ茨城県または居住地（市町村）の条例で定められた年齢まで該当扱いとなります。所得制限により非該当になったとき、または非該当から該当になったときに届出が必要となります。

届出がなく、重複給付が判明したときは、附加給付等を返還していただくことになります。

お問い合わせ先 医療健康課（医療給付係） TEL 029-301-1413

